

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月28日
【会社名】	株式会社エージェント I Gホールディングス（注）1
【英訳名】	Agent IG Holdings, Inc.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 一戸 敏（注）1
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷本村町3番29号（注）1
【電話番号】	03-6280-7818（注）1
【事務連絡者氏名】	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 専務上級執行役員 経営企画本部 エグゼクティブゼネラルマネージャー 高橋 真喜子
【最寄りの連絡場所】	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 東京都新宿区市谷本村町3番29号
【電話番号】	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 03-6280-7818
【事務連絡者氏名】	株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 専務上級執行役員 経営企画本部 エグゼクティブゼネラルマネージャー 高橋 真喜子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	1,238,482千円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- （注）1 本届出書提出日現在において、株式会社エージェント I Gホールディングス（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2025年7月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名、本店の所在の場所及び電話番号につきましては、現時点での予定を記載しております。
- 2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（以下「エージェント・インシュアランス・グループ」といいます。）の2024年12月31日における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年3月4日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、2025年3月27日開催のエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと、エージェント・インシュアランス・グループが2025年3月27日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したことならびに2025年3月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。また、エージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 5 経営上の重要な契約等

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

（添付書類の追加）

エージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	2,322,848株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い、当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1 エージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数2,323,000株（2024年12月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。エージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

2 普通株式は、エージェント・インシュアランス・グループの2025年2月14日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議）及び2025年3月27日開催予定のエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	2,322,848株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い、当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1 エージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数2,323,000株（2024年12月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。エージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

2 普通株式は、エージェント・インシュアランス・グループの2025年2月14日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議）及び2025年3月27日に開催されたエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。

(後略)

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

（訂正前）

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

① 提出会社の概要

（省略）

② 提出会社の企業集団の概要

（前略）

当社設立後の当社とエージェント・インシュアランス・グループの状況は以下となる予定であります。

エージェント・インシュアランス・グループは、2025年3月27日開催予定の定時株主総会による承認を前提とし、2025年7月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

（訂正後）

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

① 提出会社の概要

（省略）

② 提出会社の企業集団の概要

（前略）

当社設立後の当社とエージェント・インシュアランス・グループの状況は以下となる予定であります。

エージェント・インシュアランス・グループは、2025年3月27日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年7月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

1. 株式移転計画の内容の概要

エージェント・インシュアランス・グループは、2025年3月27日開催予定の同社の定時株主総会における承認決議等の手続を経た上で、2025年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、エージェント・インシュアランス・グループを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成の上、2025年2月14日開催の同社の取締役会において、決議いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるエージェント・インシュアランス・グループの株主名簿に記載又は記録されたエージェント・インシュアランス・グループの株主に対し、その保有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2025年3月27日開催予定のエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

（省略）

（訂正後）

1. 株式移転計画の内容の概要

エージェント・インシュアランス・グループは、2025年3月27日に開催された同社の定時株主総会における承認決議等の手続を経た上で、2025年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、エージェント・インシュアランス・グループを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成の上、2025年2月14日開催の同社の取締役会において、決議いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるエージェント・インシュアランス・グループの株主名簿に記載又は記録されたエージェント・インシュアランス・グループの株主に対し、その保有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2025年3月27日に開催されたエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

（省略）

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

エージェント・インシュアランス・グループの株主が、その有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式につき、エージェント・インシュアランス・グループに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年3月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエージェント・インシュアランス・グループに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エージェント・インシュアランス・グループが、上記定時株主総会の決議の日（2025年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

エージェント・インシュアランス・グループの株主による議決権の行使の方法としては、2025年3月27日開催予定のエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。（なお、株主は、エージェント・インシュアランス・グループの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、エージェント・インシュアランス・グループに提出する必要があります。）また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2025年3月26日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

（省略）

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

（訂正後）

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

エージェント・インシュアランス・グループの株主が、その有するエージェント・インシュアランス・グループの普通株式につき、エージェント・インシュアランス・グループに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年3月27日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエージェント・インシュアランス・グループに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エージェント・インシュアランス・グループが、上記定時株主総会の決議の日（2025年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

エージェント・インシュアランス・グループの株主による議決権の行使の方法としては、2025年3月27日に開催されたエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。（なお、株主は、エージェント・インシュアランス・グループの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、エージェント・インシュアランス・グループに提出する必要があります。）また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2025年3月26日午後6時00分までに議決権を行使することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

（省略）

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、エーエージェント・インシュアランス・グループは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③エーエージェント・インシュアランス・グループの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、エーエージェント・インシュアランス・グループの本店において2025年3月5日よりそれぞれ備え置く予定であります。

（後略）

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程定時株主総会基準日

定時株主総会基準日	2024年12月31日
本株式移転計画承認取締役会	2025年2月14日
本株式移転計画承認定時株主総会	2025年3月27日（予定）
エーエージェント・インシュアランス・グループ株式上場廃止日	2025年6月27日（予定）
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	2025年7月1日（予定）
当社上場日	2025年7月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

エーエージェント・インシュアランス・グループの株主が、その有するエーエージェント・インシュアランス・グループの普通株式につき、エーエージェント・インシュアランス・グループに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年3月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエーエージェント・インシュアランス・グループに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エーエージェント・インシュアランス・グループが、上記定時株主総会の決議の日（2025年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

（省略）

（訂正後）

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、エーエージェント・インシュアランス・グループは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、③エーエージェント・インシュアランス・グループの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、エーエージェント・インシュアランス・グループの本店において2025年3月5日よりそれぞれ備え置いております。

（後略）

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程定時株主総会基準日

定時株主総会基準日	2024年12月31日
本株式移転計画承認取締役会	2025年2月14日
本株式移転計画承認定時株主総会	2025年3月27日
エーエージェント・インシュアランス・グループ株式上場廃止日	2025年6月27日（予定）
当社設立登記日（本株式移転効力発生日）	2025年7月1日（予定）
当社上場日	2025年7月1日（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

エーエージェント・インシュアランス・グループの株主が、その有するエーエージェント・インシュアランス・グループの普通株式につき、エーエージェント・インシュアランス・グループに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2025年3月27日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエーエージェント・インシュアランス・グループに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エーエージェント・インシュアランス・グループが、上記定時株主総会の決議の日（2025年3月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

（省略）

第2【統合財務情報】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるエージェント・インシュアランス・グループの最近連結会計年度の主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらエージェント・インシュアランス・グループの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

エージェント・インシュアランス・グループの連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期 (参考)
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
営業収益 (千円)	2,431,186	2,905,953	3,267,913	3,547,472	8,161,281
経常利益 (千円)	183,105	219,303	187,780	154,402	133,551
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	123,478	155,188	112,401	102,197	53,355
包括利益 (千円)	120,209	161,675	125,799	110,160	71,367
純資産額 (千円)	602,080	763,755	1,095,635	1,209,776	1,308,575
総資産額 (千円)	1,339,268	1,502,801	1,904,660	2,148,270	5,208,348
1株当たり純資産額 (円)	306.25	388.48	473.07	520.81	551.51
1株当たり当期純利益 (円)	64.28	78.94	56.87	44.00	22.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.0	50.8	57.5	56.3	24.6
自己資本利益率 (%)	29.4	22.7	12.1	8.9	4.2
株価収益率 (倍)	—	—	9.30	32.27	69.22
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	215,236	187,231	242,351	53,806	417,503
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△125,632	△83,247	△71,017	△143,386	△221,961
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	68,505	△14,095	192,121	77,431	858,547
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	470,957	566,983	946,075	944,230	2,015,669
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	122 (219)	136 (242)	145 (281)	155 (320)	272 (1,100)

- （注）1. 第20期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第20期及び第21期の株価収益率については、エージェント・インシュアランス・グループ株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員、契約社員）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
4. 当社は、2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。
5. 第24期は、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明を受けておりません。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるエージェント・インシュアランス・グループの最近連結会計年度の主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらエージェント・インシュアランス・グループの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

エージェント・インシュアランス・グループの連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
営業収益 (千円)	2,431,186	2,905,953	3,267,913	3,547,472	8,161,281
経常利益 (千円)	183,105	219,303	187,780	154,402	133,551
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	123,478	155,188	112,401	102,197	53,355
包括利益 (千円)	120,209	161,675	125,799	110,160	71,367
純資産額 (千円)	602,080	763,755	1,095,635	1,209,776	1,308,575
総資産額 (千円)	1,339,268	1,502,801	1,904,660	2,148,270	5,208,348
1株当たり純資産額 (円)	306.25	388.48	473.07	520.81	551.51
1株当たり当期純利益 (円)	64.28	78.94	56.87	44.00	22.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.0	50.8	57.5	56.3	24.6
自己資本利益率 (%)	29.4	22.7	12.1	8.9	4.2
株価収益率 (倍)	—	—	9.30	32.27	69.22
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	215,236	187,231	242,351	53,806	417,503
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△125,632	△83,247	△71,017	△143,386	△221,961
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	68,505	△14,095	192,121	77,431	858,547
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	470,957	566,983	946,075	944,230	2,015,669
従業員数 (人)	122	136	145	155	272
(外、平均臨時雇用者数)	(219)	(242)	(281)	(320)	(1,100)

- (注) 1. 第20期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第20期及び第21期の株価収益率については、エージェント・インシュアランス・グループ株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用型の執行役員を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員、契約社員）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。
4. 当社は、2021年8月13日開催の取締役会決議により、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- | | |
|------------|---|
| 2025年2月14日 | エージェント・インシュアランス・グループの取締役会において、エージェント・インシュアランス・グループの単独株式移転による持株会社「株式会社エージェント I Gホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議 |
| 2025年3月27日 | エージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、エージェント・インシュアランス・グループがその完全子会社となることについて決議（予定） |
| 2025年7月1日 | エージェント・インシュアランス・グループが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を名古屋証券取引所メイン市場に上場（予定） |

なお、エージェント・インシュアランス・グループの沿革につきましては、エージェント・インシュアランス・グループの有価証券報告書（2024年3月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- | | |
|------------|---|
| 2025年2月14日 | エージェント・インシュアランス・グループの取締役会において、エージェント・インシュアランス・グループの単独株式移転による持株会社「株式会社エージェント I Gホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議 |
| 2025年3月27日 | エージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、エージェント・インシュアランス・グループがその完全子会社となることについて決議 |
| 2025年7月1日 | エージェント・インシュアランス・グループが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を名古屋証券取引所メイン市場に上場（予定） |

なお、エージェント・インシュアランス・グループの沿革につきましては、エージェント・インシュアランス・グループの有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）、四半期報告書（2024年5月15日提出）及び半期報告書（2024年8月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）、四半期報告書（2024年5月15日提出）及び半期報告書（2024年8月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）、四半期報告書（2024年5月15日提出）及び半期報告書（2024年8月14日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエージェント・インシュアランス・グループの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

（訂正前）

（1）【株式の総数等】

2025年7月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

（省略）

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,322,848	名古屋証券取引所 メイン市場	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、1単元 の株式数は、100株であります。
計	2,322,848	—	—

（注）1 上記発行数は、エージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数2,323,000株（2024年12月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。エージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

2 普通株式は、エージェント・インシュアランス・グループの2025年2月14日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議）及び2025年3月27日開催予定のエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。

3 エージェント・インシュアランス・グループは、当社の普通株式について、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

(1) 【株式の総数等】

2025年7月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

(省略)

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,322,848	名古屋証券取引所 メイン市場	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、1単元 の株式数は、100株であります。
計	2,322,848	—	—

- (注) 1 上記発行数は、エーエージェント・インシュアランス・グループの発行済株式総数2,323,000株（2024年12月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。エーエージェント・インシュアランス・グループは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、エーエージェント・インシュアランス・グループが2024年12月31日時点で保有する自己株式である普通株式152株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、エーエージェント・インシュアランス・グループの2025年2月14日開催の取締役会決議（株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議）及び2025年3月27日に開催されたエーエージェント・インシュアランス・グループの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い発行する予定であります。
- 3 エーエージェント・インシュアランス・グループは、当社の普通株式について、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（訂正前）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年7月1日より名古屋証券取引所メイン市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年7月1日より名古屋証券取引所メイン市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2024年3月27日提出）、四半期報告書（2024年5月15日提出）及び半期報告書（2024年8月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるエーエージェント・インシュアランス・グループの経理の状況については、同社の有価証券報告書（2025年3月27日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

(訂正前)

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 2024年3月27日に関東財務局長に提出。

②【四半期報告書又は半期報告書】

第24期第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日） 2024年5月15日に関東財務局長に提出。

第24期半期（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日） 2024年8月14日に関東財務局長に提出。

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2025年3月4日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書 2024年3月28日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2024年3月29日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書 2024年4月1日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書 2025年2月14日に関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書 2025年2月14日に関東財務局長に提出。

④【訂正報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2025年3月4日）までに、以下の訂正報告書を提出しております。

上記③の2024年4月1日提出の臨時報告書に係る、金融商品取引法第24条の5第5項に基づく訂正報告書 2024年4月16日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日） 2025年3月27日に関東財務局長に提出。

②【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2025年3月28日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2025年3月28日に関東財務局長に提出。